

令和5年度

東彼杵町介護保険事業  
特別会計予算概要

令和5年3月

東 彼 杵 町



## 令和 5 年度介護保険事業特別会計予算概要

平成 12 年度に創設された介護保険制度については、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しが繰り返されてきた。

令和 5 年度は、令和 3 年に策定した「第 8 期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の最終年となり、次期計画を策定する重要な年となる。次期計画の策定にあたっては、介護保険法 116 条に基づき国が定める基本的な指針や、令和 4 年度に町内の高齢者を対象に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果及び第 8 期計画の進捗状況等を基に、高齢者の自立支援及び介護予防に資する事業を構築し、「地域ケアシステム」の更なる深化を図る必要がある。

予算編成にあたっては、「第 8 期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の基本理念である「健康で生きがいある暮らしを育む 東そのぎ」の実現に向け、高齢者へのきめ細やかな支援・サービス提供のための基盤整備、提供体制の維持・拡充及び高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進などの取組に向けた予算編成を行い、歳入歳出総額は、843,000 千円となり、前年度に比べ 1,000 千円の減（対前年比 0.1%の減）となった。

## 歳入関係

### 1 保険料

介護保険事業において、介護給付・予防給付に必要な保険給付費及び高齢者の介護予防や自立支援等を推進する地域支援事業の費用負担については、サービス利用時の利用者負担を除いて 50%を公費、残りの 50%を 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳以上 65 歳未満の第 2 号被保険者で負担します。

本年度の保険料の総額は、保険給付費等から公費等を除いた 150,645 千円となり、前年度に比べ 1,046 千円の減（対前年比 0.7%の減）となった。

主な要因としては、保険給付費の減少に伴う費用負担の減によるものである。

保険給付費・地域支援事業等の費用負担割合

|        |          | 国         | 長崎県    | 東彼杵町   | 第 1 号被保険者 | 第 2 号被保険者 |
|--------|----------|-----------|--------|--------|-----------|-----------|
| 保険給付費  | 居宅給付費    | 20.0%     | 12.5%  | 12.5%  | 23%相当     | 27%相当     |
|        | 施設等給付費   | 15.0%     | 17.5%  |        |           |           |
|        | 調整交付金    | 2.0～10.0% | —      |        |           |           |
| 地域支援事業 | 総合事業     | 25.0%     | 12.5%  | 19.25% | —         | —         |
|        | 包括的支援事業等 | 38.5%     | 19.25% |        |           |           |
| 保健福祉事業 |          | —         | —      | —      | 100.0%    | —         |

### 2 国庫支出金

保険給付費及び地域支援事業費に係る国の負担分、保険者の取組に応じて交付される保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金を計上しており、本年度は、210,984 千円となり、前年度に比べ 1,517 千円の増（対前年比 0.7%の増）となった。

主な要因としては、保険者機能強化推進交付金が 1,219 千円、保険者努力支援交付金 1,115 千円が増となったことによるものである。

保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金については、保険者の前年度の介護予防事業等の取組に応じて交付されるインセンティブ交付金となっており、令和 3 年度からの取組強化により、令和 3 年度 2,112 千円であったものが、令和 4 年度 4,446 千円となっている。

### 3 支払基金交付金

保険給付費及び地域支援事業費に係る第2号被保険者の負担分を計上しており、本年度は207,285千円となり、前年度に比べ1,974千円の減（対前年比0.9%の減）となった。

主な要因としては、保険給付費の減少に伴い介護給付費交付金が2,692千円の減となったことによるものである。

### 4 県支出金

保険給付費及び地域支援事業費に係る長崎県の負担分等を計上しており、本年度は119,500千円となり、前年度に比べ1,467千円の減（対前年比1.2%の減）となった。

主な要因は、保険給付費の減少に伴い介護給付費負担金が1,965千円の減となったことによるものである。

### 5 繰入金

介護保険事業の運営に必要な事務経費、保険給付費及び地域支援事業費に係る東彼杵町の負担分、低所得者の保険料減額措置に要する費用、介護給付費準備基金繰入金を計上しており、本年度は151,417千円となり、前年度に比べ2,787千円の増（対前年比1.9%の増）となった。

主な要因は、令和5年度に策定する必要がある「第9期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の事業計画作成支援委託料3,500千円を事務費繰入金に追加したことによるものである。

### 6 諸収入

地域包括支援センターが、要支援者の居宅介護予防サービス計画を作成した際に受け取る収入等を計上しており、本年度は3,118千円となり、前年度に比べ817千円の減となった。

## 歳出関係

### 1 総務費

総務費は介護保険料の賦課徴収及び要介護認定に係る費用等の事務経費を計上しており、本年度は 21,712 千円となり、前年度に比べ 3,445 千円の増（対前年比 18.9%の増）となった。

主な要因は、令和 5 年度中に「第 9 期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定する必要があるため、介護保険事業計画策定支援委託料 3,500 千円を計上したことによるものである。

### 2 保険給付費

保険給付費は、要介護・要支援認定を受けた高齢者が利用する介護給付・予防給付に係る費用等を計上しており、本年度は 732,000 千円となり、前年度に比べ 10,000 千円の減（対前年比 1.3%の減）となった。

保険給付費については、令和 4 年度の給付実績見込額を基に算出し、予算計上を行った。

|                | 令和 4 年 3 月から<br>9 月までの給付実績額 | 令和 4 年 10 月から令和 5 年<br>2 月までの給付見込額 | 令和 4 年度<br>給付実績見込額 |
|----------------|-----------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 介護サービス等諸費      | 395,941,648 円               | 281,911,876 円                      | 677,853,524 円      |
| 介護予防サービス等諸費    | 5,969,517 円                 | 4,634,688 円                        | 10,604,205 円       |
| その他諸費          | 397,482 円                   | 283,916 円                          | 681,398 円          |
| 高額介護サービス等費     | 8,555,317 円                 | 6,110,941 円                        | 14,666,258 円       |
| 高額医療合算介護サービス等費 | 1,717,887 円                 | 0 円                                | 1,717,887 円        |
| 特定入所者介護サービス等費  | 14,329,116 円                | 10,235,083 円                       | 24,564,199 円       |
|                | 426,910,967 円               | 303,176,504 円                      | 730,087,471 円      |

### 3 地域支援事業費

地域支援事業費は、高齢者の介護予防・自立支援に資する事業及び東彼杵町地域包括支援センターの運営等に要する費用を計上しており、本年度は 87,604 千円となり、前年度に比べ 5,362 千円の増（対前年比 6.5%の増）となった。

主な要因は、自立生活の維持を目的として、高齢者を集め健康チェック・口腔ケア・介護予防体操、脳トレ等を実施する介護予防事業の、通所型サービスC事業「はつらつ教室」及び一般介護予防事業「よんなっせ」において、令和 4 年度から運営と介護予防体操の企画・指導の一部を外部に委託し事業の効率化を図っていたものを、令和 5 年度より更に利用者の健康状態や身体機能の評価から介護予防事業全体の効果・分析を行い高齢者の介護予防の効

果を高めることを目的に事業の全てを委託するため、委託料に前年度から7,182千円を増額し16,000千円を計上したことによるものである。

以上が令和5年度予算の主な内容と増減内訳である。